

平成 29年 9月 14日 公告

南港東公園新設工事

設計図書の一部に表記誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

**正誤表**

差替文書	誤	正
設計図書等の質問に関する留意事項	平成27年3月1日版	平成29年8月1日版

( 誤 )

平成 27 年 3 月 1 日  
大 阪 市 建 設 局

### 設計図書等の質問に関する留意事項

事業主管局が建設局である工事請負案件の設計図書等に対する質問については、入札公告による方法により行うとともに、次の各事項に留意して下さい。

#### ① 内容について回答できないもの

1. 「見積参考資料」の積算条件等に関すること（「見積参考資料」の交付対象外案件を除く）
2. 公表されている積算基準書に記載されている歩掛等に関すること
3. 価格の算出に用いた資材等の見積徴収先や採用価格・歩掛等に関すること
4. 質問内容が具体的でないものまたは特定できないもの
5. 当該設計図書等の以外に関すること
6. その他、予定価格等の類推のみを目的としていると判断されるもの

#### (注記事項)

当局が発注する工事の設計図書等については、入札者が自社独自の計画と技術に基づき、入札価格を算出できるよう、工事目的物を完成させるために必要な材料等の明示と施工条件の明示を行っておりますが、公正な入札における競争性を確保するため、予定価格の類推に結びつく単価、歩掛等に関する質問については、回答を控えております。

#### ② 質問として扱わないもの

1. 質問者を類推・特定できる内容のもの
2. 意見（営業活動に類する内容や公序良俗に反する恐れのあるもの等を含む）など、質問ではない内容のもの
3. 同様な質問の大量提出等、明らかに正常な公務執行を妨げるなど、質問として取り扱わないことが適当である場合のもの  
（質問として扱わないものについては、質問の掲載・回答を行いません）

#### ③ その他

1. 同様の質問が複数ある場合は、質問内容を整理・集約したうえで回答する場合があります。
2. 入札公告にある「設計図書等に対する質問への回答日」の期間内において、必ず回答を確認して下さい。
3. 回答の内容を確認しなかったことにより、質問者及び入札参加者が損失を被った場合においても、本市は一切の責任を負いません。
4. 設計図書等の記載内容および公表資料等を十分に確認したうえで、なお不明瞭な点があった場合にのみ質問するようにして下さい。

(正)

平成29年8月1日  
大阪市建設局

### 設計図書等の質問に関する留意事項

事業主管局が建設局である工事請負案件の設計図書等に対する質問については、入札公告による方法により行うとともに、次の各事項に留意して下さい。

#### ① 回答すべき質問として取り扱わないもの

1. 質問者を類推・特定できる内容のもの
2. 意見（営業活動に類する内容や公序良俗に反する恐れのあるもの等を含む）など、質問ではない内容のもの
3. 類似質問の大量提出等、明らかに正常な公務執行を妨げるなど、質問として取り扱わないことが適当である場合のもの
4. 当該設計図書以外に関すること
5. 誤字脱字等により質問内容が把握できないもの

回答すべき質問として取り扱わないものについては、質問の掲載・回答を行いません。

#### ② 回答しないもの

当局が発注する工事の設計図書等については、入札者が自社独自の計画と技術に基づき、入札価格を算出できるよう、工事目的物を完成させるために必要な材料等の明示と施工条件の明示を行っておりますが、公正な入札における競争性を確保するため、予定価格の類推に結びつく単価、歩掛等に関する質問については、回答を控えております。

1. 公表されている積算基準書や設計図書等に記載されていること
2. 積算条件等（歩掛条件・労務費・損料・賃料、損料・賃料等に係る日数等）に関すること
3. 単価（資材単価・見積単価・産廃処分等の単価等）及びその見積先に関すること
4. 受注者の任意施工に関わる事項（施工方法、仮設方法等）
5. 設計図書等で算出が可能なもの（数量計算書等）
6. 質問内容が具体的でないものまたは特定できないもの
7. その他、予定価格等の類推のみを目的としていると判断されるもの

#### ③ その他

1. 同様の質問は、質問内容を整理・集約したうえで回答する場合があります
2. 入札公告にある「設計図書等に対する質問への回答日」の期間内において、必ず回答を確認して下さい
3. 回答の内容を確認しなかったことにより、質問者及び入札参加者が損失を被った場合においても、本市は一切の責任を負いません
4. 設計図書等の記載内容および公表資料等を十分に確認したうえで、なお不明瞭な点があった場合にのみ質問するようにして下さい
5. 設計図書等の記載内容に関する質問について、電話等は受け付けいたしません